

に辛亥を福德元とするものあり、蜷川氏所藏年代記に、延徳二庚戌の次、明應壬子の前に、福德辛亥とか、げたり、又本土寺過去帳にも、妙生尼福德元辛亥二月朔日、匪嗟道高禪門福德元辛亥九月十七日、同鏡林德福德元辛亥八月十八日、禪師阿日應福德元辛亥十一月廿四日とあり、この二書辛亥を元年としたれ共、この年代記は年を追て記せしものにて、改元の年迄は前の年號に従ひ、翌年の所に改元の號をか、げし例あれば、こゝも其類にてありけんも知られず、又過去帳も月相齟齬して、前に載たる所は庚戌元年とし、こゝに引たる所は辛亥元年に作りたれば、二説の内何れか誤なる事は論なし、さらば諸書にかなへる庚戌元年を以て是とすべし、又一説に、壬子を元年とするものあり、本土寺過去帳に、差姓入道福德四乙卯年七月十二日とあり、乙卯は明應四年也、この乙卯より送算するに、元年壬子にあたり、然れどもこの過去帳齟齬多く、且他書に於て元年壬子に作るものなければ、其誤たる事明なり、又思ふに、明應四年に至りて、たまく福德の號を用ゆべき事有けん、其年迄連續して用ひざる號なれば、明應の四年をとりて福德四乙卯と記せるものにてもあるべし、妙法寺過去帳に、福德二あり、又關東の俗諺に、僥倖を得たるを福德の三年めと云ひ、本土寺過去帳に、妙泉福德三十二月四日、妙正福德四年正月六日とあり、五年以後の號をうけたるもの見へず、これを以て考れば、福德の號四年行はれたる事明也、さらば延徳二年庚戌に始まり、明應二癸丑に止まりしと見へたり、

〔僞年號考〕應永中上杉禪秀の亂ありてより、關東穩ならず、既にして京鎌倉の二將相合はざるに及で、幕府の令する所鎌倉これを奉せず、年號は天下の大義、然れども或はこれを拒て用る事無に至る、其甚しきに及で、俗間に僞年號と稱する者出るに至る、所謂延徳中に福德の號なり、凡て○下恐年を経たり、永正中に彌勒の號あり、凡て二年を経たり、享祿中に更に彌勒の號あり、天○脱五字文中に命祿の號あり、凡て三年を経たり、蓋當時兵革相つき、蒼生安住する事能はず、爰を以て歲